



子ども・子育て支援新制度は、  
「量」と「質」の両面から  
子育てを社会全体で支えます。



### 消費税率引き上げによる増収分を活用します

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

この新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分が活用されます。貴重な財源を活かして、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。



### もっとも身近な市町村が中心となって進めます

市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。

都道府県や国は、こうした市町村の取組を制度面、財政面から支えます。



### 企業による子育て支援も応援します 平成28年度創設

「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、  
企業等からの事業主拠出金を財源として、  
事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進します。



## 支援の **量** を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。  
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、  
待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

## 支援の **質** を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

たとえば・・・

### 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、  
職員1人が担当する子どもの数を改善します。

( 3歳の子どもと職員の割合を、  
従来の20人に対して1人から、  
15人に対して1人にする など )

### 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着  
及び質の高い人材の確保を目指します。

( 職員の給与を増やしたり、研修  
を充実するなどキャリアアップ  
の取組を推進する など )

※児童養護施設など、社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。

NEW

## 仕事・子育て両立支援 **平成28年度創設**

従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、  
就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援します。

- ・企業主導型保育事業  
従業員のための保育施設の設置・運営の費用を助成します。  
※週2日程度の就労や夜間、休日勤務など、従業員の多様な働き方にも対応できます。
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を受けることができます。





## 新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。  
また、新たに「地域型保育」ができました。

### 幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための  
幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

### 認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、  
地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3～5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。  
園により延長保育も実施。

利用できる保護者

制限なし。

2つの  
ポイント

1

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。

2

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

## 保育所

0~5さい



### 就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

## 地域型保育

0~2さい



### 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0~2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設  
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの  
タイプ

#### ① 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、  
少人数(定員5人以下)を  
対象にきめ細かな保育を行います。

#### ② 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、  
家庭的保育に近い雰囲気のもと、  
きめ細かな保育を行います。

#### ③ 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、  
従業員の子どもと地域の子どもを  
一緒に保育します。

#### ④ 居宅訪問型保育

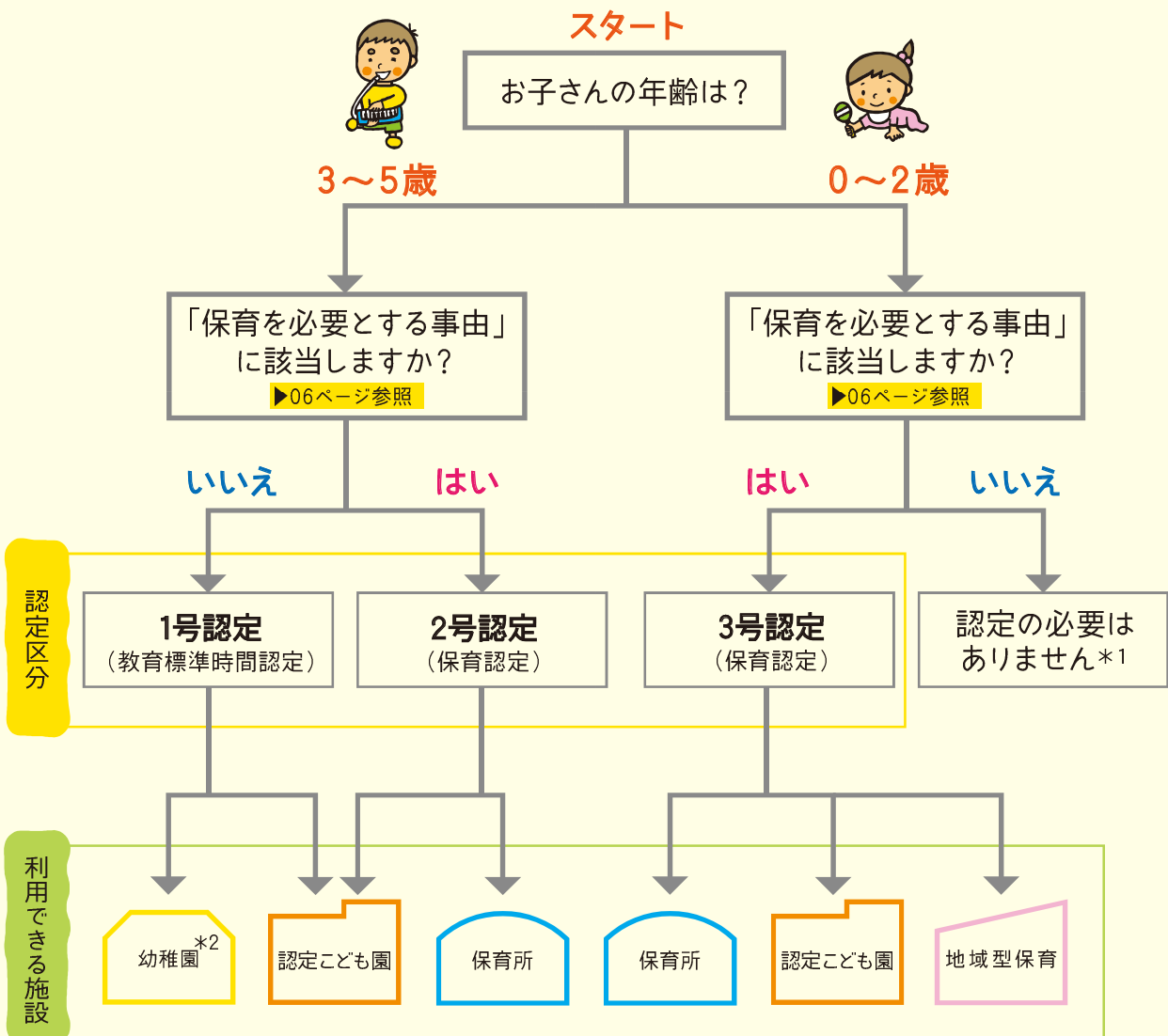
障害・疾患などで個別のケアが  
必要な場合や、施設が無くなった地域で  
保育を維持する必要がある場合などに、  
保護者の自宅で1対1で保育を行います。



## 認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

### あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



\*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。▶09～10ページ参照

\*2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

●共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ➡ 共働きでも**幼稚園**での教育を希望される場合は、**1号認定**を受けることになります。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮されます。

## 1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当する必要があります。

（      は新たに加えられた事由）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



## 2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

a 「保育標準時間」認定 ▶ 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

b 「保育短時間」認定 ▶ 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。



● 保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できるの？



利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長11時間）

[ 具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。 ]



## 施設などの利用について

施設などの利用手続きは、  
認定区分によって異なります。

### 利用手続きの基本的な流れ(イメージ)

#### 1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)



**1** 幼稚園などの施設に  
直接申込みを行います。  
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

**2** 施設から入園の内定を受けます。  
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

**3** 施設を通じて市町村に認定を  
申請します。

**4** 施設を通じて市町村から  
認定証が交付されます。

**5** 施設と契約をします。

#### 2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、 地域型保育)



**1** 市町村に直接認定を申請します。  
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

**2** 市町村が「保育の必要性」を  
認めた場合、認定証が交付されます。

**3** 市町村に保育所などの利用希望の  
申込みをします。  
(希望する施設名などを記載)

**4** 申請者の希望、保育所などの状況に  
応じ、保育の必要性の程度を  
踏まえ、市町村が利用調整をします。

**5** 利用先の決定後、契約となります。

#### 利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



[ 利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。 ]



## 保育料について

# 認定区分や保護者の所得に応じて、 保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

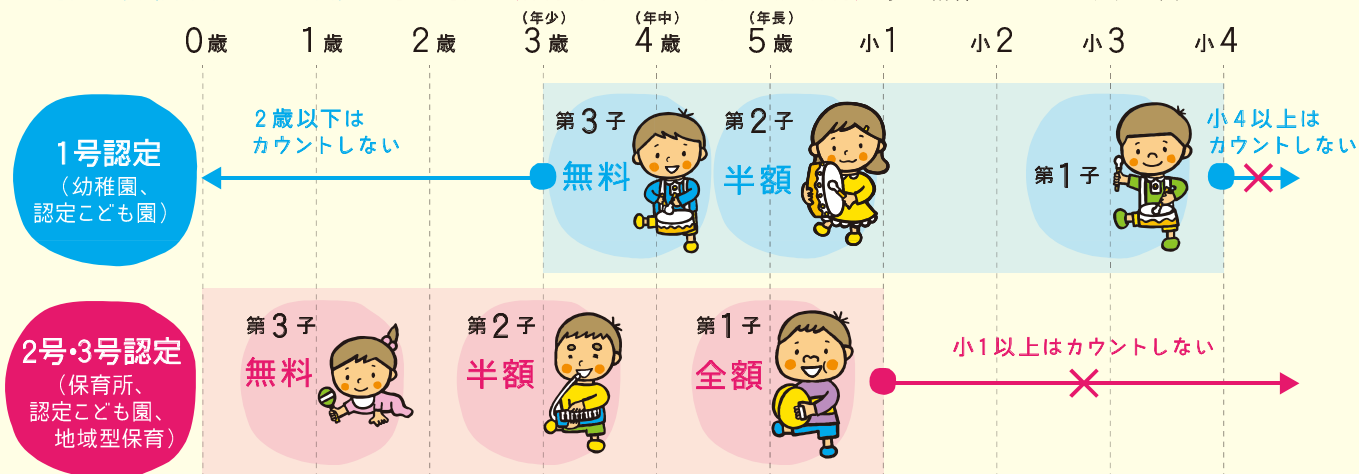
### 1 保育料は保護者の所得(市町村民税所得割課税額等)を基に算出されます。

※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

### 2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

くまようだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定(幼稚園、認定こども園)と2号・3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)で多子計算のカウントの方法が異なります。

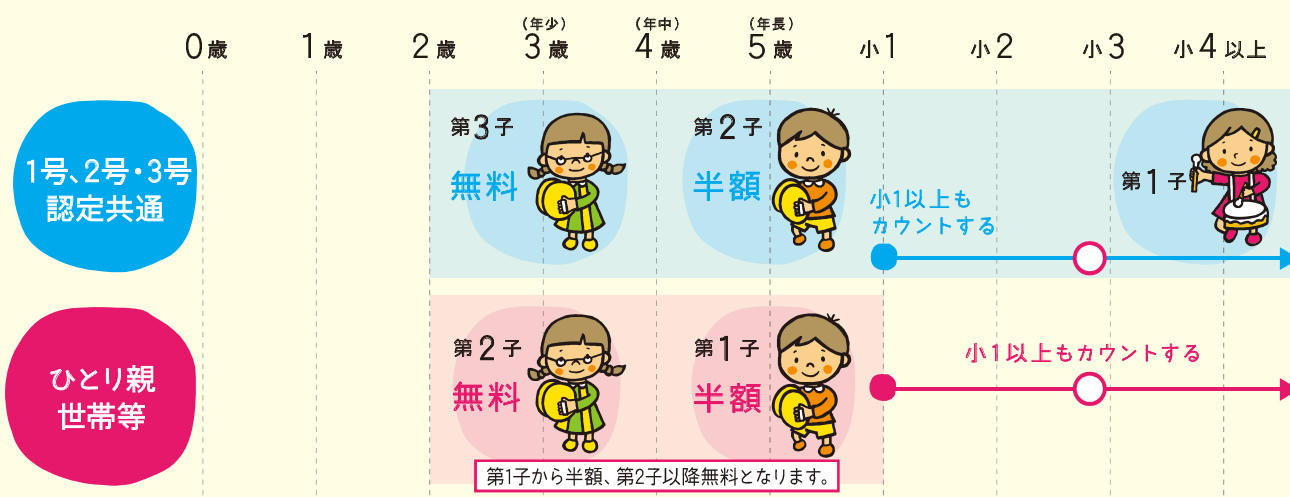


※くまようだいで通園する施設が異なる(認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳(1号認定)で幼稚園を利用、第3子が3歳(2号認定)で保育所を利用している場合

- ▶ 第2子: 小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額
- ▶ 第3子: 小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

<年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。



# 子ども・子育て支援新制度のポイント



事業者の皆さまが、「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる5つのポイントをまとめました。



## 1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。



## 2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。



## 3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。



## 4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。



## 5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

※幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源確保を目指します。

# 利用者負担（保育料）の水準

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。

この国が定める水準は、従来の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に設定されています。

※最終的な負担額については各市町村によって異なる額となります。

- 市町村が定める利用者負担のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等 ※事前説明・同意を要する）、それ以外の特定負担額（教育・保育の質の向上を図るための対価 ※事前説明・書面による同意を要する）の徴収が可能です。
- 利用者負担は市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切り替え時期は毎年9月となります。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民村民税額により決定されます。）

## 国が定める利用者負担の上限額の基準（月額）

教育標準時間認定の子ども (1号認定)	
階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※給付単価を限度とします。

※新制度移行時点の保育料等の額が市町村が定める利用者負担よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、従前の水準を基に各施設で定める額とする事も認められます（経過措置）。

階層区分	保育認定の子ども			
	(2号認定:満3歳以上)		(3号認定:満3歳未満)	
	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※給付単価を限度とします。

※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担は、3号認定の額を適用します。

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減となります。



**POINT** 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、利用者負担の軽減措置があります。

### 教育標準時間(1号)認定

小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

### 保育(2号・3号)認定

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

